

翻刻 鳥飼醉雅『著聞雑々集』（上）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学文学部日本文学研究所 公開日: 2023-09-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 武蔵野大学文学部日本文学文化学科 近世読本作品の翻刻・公開プロジェクト班 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/2000022

翻刻 鳥飼醉雅『著聞雑々集』(上)

武蔵野大学文学部日本文学文化学科

近世読本作品の翻刻・公開プロジェクト班

はじめに

武蔵野大学文学部日本文学文化学科で開講する「日本文学研究調査実習」の中で、「近世読本作品の翻刻公開プロジェクト」(指導教員 三浦一朗)という活動を、年度をまたいで継続的に行っている。令和二、四年度にかけてこの授業に参加した学生が、中短編の奇談を収めた『著聞雑々集』(底本は国立国会図書館蔵本、請求番号188-248)の翻刻を行った。

『著聞雑々集』は、大坂の書肆吉文字屋の三代目、鳥飼醉雅(洞齋)の作で、宝暦二年(1752)に大坂吉文字屋市兵衛(二代目定栄に当たる)・同吉文字屋源十郎・江戸吉文字屋次郎兵衛の相版で刊行された。半紙本五巻五冊。巻一、四、五には各七編、巻二、三には各五編を収め、全三十一編からなる。ただし、巻三の一〜巻三の五の五編、巻五の一〜巻五の四の四編、および巻五の五〜巻五の七の三編はそれぞれ連続する一つの話柄である。特に巻三所収の五編は、次に確認するように、『剪灯新話』

巻三「牡丹灯記」を踏まえた翻案と考えられる。そのことは管見ではこれまで指摘がないと思われるが、いわゆる「牡丹灯記」の系譜に連なる作品として位置づけることができ、その点で注目される。

『著聞雑々集』巻三の四「同権八病氣 並 良覚法印之事」の一節と、対応する「牡丹灯記」の著名な一節とを次に並べて引用する。(『著聞雑々集』の引用は国会図書館蔵本による。引用に際して振り仮名は省略した。)

それより彼姫夜ごとに来りむすび語らひけるに、権八是に逢染てより気色勝れず、日を重ねるまゝ、に次第く〜に衰へ、さて今に及び又人に逢ふ事に障るよし成ければ、(中略)次男平蔵、兄権八がね屋へ来りたりけるが、誰にか有らん人の来りつる由にて、権八物語の声ほのかに聞ゆ。平蔵、「こそも参り語るべき者こそ覚えぬ」と怒より指のぞき見てありければ、女の衣服見へたりける。平蔵不審に思ひ、燭火のほのぐらきにすかしつゝ、見れば、しやれたるかうべの

女の小袖を着て、権八と床を同ふして語りけり。(『著聞雑々集』巻三：11ウ～12オ)

天明け辞し別れて去る。暮るるに及べば則ち又至る。是の如き者將に半月ならんとす。隣翁焉れを疑ひて壁に穴して之れを窺へば、則ち一の粉粧せる髑髏の生と並び灯下に座するを見る。(『牡丹灯記』^(注4))

一読すれば、前者が後者を踏まえて書かれていることは明らかである。ただし、「牡丹灯記」では麗卿が最初から死霊として喬の前に現れるのに対し、『著聞雑々集』巻三では権八が初めて女(姫)に出会ったとき彼女は生きていたのだが、後に彼女が追っ手によって殺され、執心を残した彼女が死霊となつて権八のもとに通うことを描くなど、全体的に見れば作品の設定や展開は大きく改められている。幽明境を異にした男女の契りと女の執心を描くという作品世界の大枠を共有しつつ、一場面の趣向として「牡丹灯記」の著名な一節を取り入れたものと考えられる。また、巻三の五編が『著聞雑々集』という短編奇談集の中にあつて、中国短編小説を典拠としながら一卷全体にまたがる中編と言える長さの作品を作り上げていることは、後に江戸出来の読本でなされることになる長編化への試行錯誤^(注5)の萌芽を見ることもできよう。

右のような意義や特徴を持つ『著聞雑々集』の翻刻を以下に掲載する。ただし、紙幅の都合でまずは作品前半(序、巻一、

巻二)の翻刻のみを掲載する。(後半は本誌次号に掲載予定。)

《注》

(1) 山崎麓『改定日本小説書目年表』(書誌書目シリーズ、ゆまに書房

1977年)や『補訂版国書総目録』第五卷(岩波書店、1990年)

では、『著聞雑々集』は読本に分類される。しかし、『英草紙』が刊行された寛延二年(1749)からわずか数年のこの時期、作者醉雅

に、本編がそれ以前の仮名草子や浮世草子の怪異小説集と質的に異なる

何かだという意識があつたかどうかは疑問に思われる。少なくともその自覚の有無は定かでない。この後の明和安永期に、吉文字屋から

決して少なくない数の浮世草子作品が刊行されることも周知の通りで

ある。現代の観点から分析的に検討するのだとしても、『著聞雑々集』について仮名草子、浮世草子の作品と質的にどう異なるのか、異なら

ないのか、また、どのような要素があれば読本と呼べるのかは議論の

余地がある。文学作品として特に優れているとまでは言えないが、右に述べた意味でも取り上げる意義のある作品だと考える。

(2) 書肆吉文字屋の歴史については、濱田啓介「吉文字屋の作者に関する

研究―奥路・其風同一人の説など―」(『国語国文』第36巻第11号、1967年11月)、同「近世後期における大阪書林の趣向―書林河

内屋をめぐって」(『近世文学』伝達と様式に関する私見)(京都大学

学術出版界、2010年)など参照。

(3) 『日本名著全集 怪談名作集』(日本名著全集刊行会、1927年)の

「解説」(山口剛執筆)、および太刀川清「牡丹灯記の系譜」(勉誠社、1998年)など参照。

(4) 『剪灯新話』卷三「牡丹灯記」の本文引用は、『新日本古典文学大系

伽婢子』(松田修・渡辺守邦・花田富二夫校注、岩波書店、2001年)に付録として所載の『剪灯新話句解』影印により、同書の訓読を参考にして三浦が書き下した。同書437ページ参照。なお、引用に際して割注は省略した。

(5) 中国短編小説に拠りながら長編化を志して試行錯誤し、後続作品の長

編化を喚起した江戸出来の読本について、横山邦治『読本の研究―江戸と上方と―』(風間書房、1974年)第一章第一節その二「奇談ものの転回相について(二)―「怪談奇縁」を中心として―」、大高洋司・近藤瑞木編『初期江戸読本怪談集』(国書刊行会、2000年)の「解題」(大高氏執筆)、および拙稿「『壺董』考―その原拠、作者、史的意義などについて―」(『日本文芸論稿』第27号、2002年1月など参照)。

* 翻刻担当者一覧

序 三浦 一朗

卷一 石川彩花、杉原花梨、原陽代子、松崎晴香、松本健佑、

武藤海瑛、村井沙弥、森川凜太

卷二 井熊萌乃、岩井悠莉、小野七望、笠原麗奈、川村凜、

木戸道寛、小堀荘一郎、小森美結、佐倉田綾花、佐々

木海翔、品田友奏、杉原花梨、友澤遙、保理江悠人、

松崎晴香

《凡例》

・ 翻刻では句読点や濁点を適宜補う。漢字は原則として現在通行の字体を用いる。

・ 合字は相当する仮名に開く。

・ 誤字や当て字と判断される場合でもあえて訂正せず、原文のままとする。

・ 明らかに脱字と思われる箇所には、前後から推測して適切な文字を()内に入れて補う。

・ 踊り字は次の通り統一して翻刻する。

平仮名一字の繰り返し↓「ヽ」、「」ないし「ゞ」

漢字一字の繰り返し↓「々」

二字以上のくりかえし↓「くく」ないし「くく」

ただし、ふりがなの中で踊り字「くく」「ぐぐ」が用いられる場合には、技術的な問題で再現するのが難しいので、該当する仮名を当てて表記する。

・ 会話文、心内語には鍵括弧「」を付ける。

・ 仮名遣いや漢字の送り仮名については原文のままとし、歴史的仮名遣いに合わせて改めたり、統一したりすることはしない。

・ 原文に返り点はないが、「有之候」のように返って読む必要がある箇所については、読解の便宜を図って返り点を補った。

・ 原文では新たな章段に移る時以外に改行はないが、読解の便宜のために適宜改行し、段落を設ける。

【翻刻】

著聞雑々集序

童州、獅子館に遊ぶ。其主人おしまづきにより、書を右にし、筆を左にし、幽然而問て曰、「龍州来り進。汝戲場曲譜〔左注〕じやうるり」世に行れて須臾にして捨らる、故を知るや。「龍州対ていはく、「我其实を見る。いまだ其故を（1オ）知らず。」又問、源氏の文、清女が草紙後世に行る、故を。「知らず。」主人不悦、弗然而曰、「嗚呼、汝真の龍にあらず。与にかたるべからず。速却。」童州、退而思へども、其故を解せず。少頃して又前て曰、「戲場の行はる、事や、其名を實に借て、其（1ウ）本は虚也。紫・清の二書は、其名を虚にして、其事は実也。世々聖人君子の翫んで捨られざる物にあらずや。」主人大に悦んで、則其書をあたへて見せしむ。龍州聞して、「是近きを以遠にし、往を今に模す。章、花に彩と（2オ）いへども、其実は失す。此書の全意、爰にあらずや。」主人點頭て、其事をたゞちにはし書となす。

獅子館主人

醉雅子書

中正月（2ウ）

著聞雑々集卷之一目録

- 一、陸奥の太守仙に逢て栄へ給ひし事
- 二、藤野井右近風の神に頼まれ川を渡せし事

并 山林にて天狗に逢し事

- 三、佐伯が娘龍と契りて子を産し事
- 四、杉浦家臣鬼神につかひせし事
- 五、入江主殿謀にて親の敵を討事
- 六、源義経英智勇剛蛇嶋へ至る事
- 七、鈴木三郎我俣の事（3オ）

*3ウは白紙

著聞雑々集序卷之一

一、陸奥の太守仙に逢て栄へ給ひし事

むつの国の領主、居城をはなれて山林にかりせられけるに、既に日影も西山に傾き、山下の気色物おかしきを樂しみ、石上に腰を懸て遠里を眺望せられけるに、何くより来るとも覺えず、茂れる松の木陰より白髪のお翁忽然と顯れ、謂ていはく、「我は此山に年久しく住む者なり。今卿に告る事有て見ゆる事をなすなり。疑ふ事なく従者を各遠ざけられ、只近土一人を召連、我に従ひて来り給へ」といふ。領主諾して、従者を悉（4オ）道五町余を退け、久野何某只一人を残されたり。件の老翁、「さらば此方へ来られよ」と、先に立せ給ふ。領主、是に従ひ、三町斗山を分入、樹林左右に茂り、中に道を切あげ、石壇を重ねたる処に至りぬ。登りて見れば一ツの宮殿あり。金銀を以てかざれり。老翁、則宮殿の戸を開き、「従者を残して来り給へ」といふ。領主、久野をば庭上に留めて、一人宮殿に入りぬ。久野透間より伺ひみれば、老翁立て、

内陣と覚しき処より一ツの箱を取出し、主人に与へて口授する事良久し。既にして共に宮殿を出、箱を久野に持しめて元の道より帰らる。領主、老翁(4ウ)に問て曰、「爰をばいづくと言や。」老翁笑ていはく、「久しく住といへども、我も又其名をしらず」と云。偕いとまを乞てわかれ、林の陰に隠れ、則其行方を知らず。領主、久野に命じて従者を呼、召連て居城に帰らる。扱彼処を問れるに、更に知る者なし。人を行しめて見せられけるに、終に尋付す。「不思議也。」とて、自再び行て尋らるゝに、彼老翁に逢たる処は違はず有ながら、夫より先の道更に似たる所もなし。領主、奇異の思ひをなして帰らる。夫よりして毎年虫干の時、領主みづから彼箱を持して一間に入、是を明て干して更に他に及ばれず。(5オ)子孫に至りても右のごとくす。或人の曰、「此家は必ず義経の子孫ならん。彼老翁は常陸坊なるべし。与ふる処の箱は系図由緒の巻ならん。」と云り。

二、藤野井右近風の神に頼まれ川を渡せし事 并 山林にて天狗に逢し事

往昔藤野井右近と云し侍あり。陸奥の秀衡に仕へて忠勤深き者也しが、ある夜用事ありて只一人一里ほど有りける在郷へ行帰りけるに、有る小男一人立居たりしが、右近を見て頼みけるは、「我を背に掛て此川を越へ給はらんや」と云。右近、「安き事也」とて、件の男を背に(5ウ)掩て安々と向ふの

岸へ上りたれば、彼男悦び申けるは、「我こそ何を隠し申べき。此国に住む疫神なり。川を渡し給はりし御札に是を進すべし」とて、懐より長き黒印を出し、「此印を所持し給ひ、何方にても疫を病む者へ、白紙に押し遣し給へ。早速快気すべし。又貴方御家内は勿論御一族へも永く疫神を入るまじ」と云て、いづくともなく失ぬ。右近宿へ持来り、疫を病む者へ押遣しけるに、誠に疫神が申せしごとく早速快気有り。其後は元より家内一族の内にも疫を病者なし。又右近有る時高山へ登りて四方を遠見しけるに、側なる松の根に怪しき者臥し(6オ)居たり。其容異相にして左右の脇に翼有。右近あやしく思ひ、側へより上を下へと組合、終に右近上になり、怪き者を膝の下に押へたり。其時下なる者申けるは「我こそ此山に住む天狗なり。少し休み居たる処に思はず貴殿来て我を組伏せ給ふ。願くは一命を助け給へ。然らば天狗の見様ををしへん」と云。右近「然らば習はん」とて少心の油断有る処を、天狗「得たり」とはねかへし、虚空をさして飛行く。右近「こは無念」と刀にて抜打に天狗の片腕、翼を掛て打落しけると也。誠に古今希なる事どもなり。

三、佐伯の娘龍と契りて子を産し事(6ウ)

建武年中の事にや。佐伯何某といふ百姓あり。渠一人の娘を持、其容顔美麗なる事譬に物なし。然るに毎夜来て彼娘と契かはす男有り。始めより人見咎めけるが、後は両親是を

見つけければ、娘に問て曰、「毎夜美しき男来りて、汝に枕を替か、る美しき男、此田舎に有るべしとも覚へず。如何なる人ぞ」と云。娘答へて「我もいかなる人といふ事は知らぬ共、風とまみへしより此かた、毎夜通ひ給ふ」と云。両親是を怪しみけるに、又ある夜此男来て、娘と共に借老の契り浅からず。然るに父母、通ひたる処を見付、帰る処を知らん為に、渠がぬぎ置たる小袖に針をさし、糸を付けて置けるに、彼男夜も（7才）明がたになり、小袖を着し帰りぬ。夜明て、兩人、娘にしかく、のよしかたりければ、娘聞て、其男の跡を尋ねんとて糸を便りに尋ね行に、二、三町を過て一つの岩穴有。此内にて止まれり。娘此岩穴の口へ行、暫く立止りて居ける処に、内より声を放て云けるは、「我は此穴に住む大蛇也。我男と変じ汝と夫婦のかたらひをなせり。去ども縁つきて我喉に針立ぬれば終に死なん。汝が腹に男子懐胎せり。其子生れなば、かならず名を近国に振ふべし。あら名残惜しや」といふて声を放て涙を流しけるが、終に岩穴の中にて死す。娘大に歎きて宿処に帰り、有し事どもを語りければ、（7才）両親大に驚き、「偕は大蛇変じて汝と契りしものならん」とて大に恐れけり。去程に日数移れば、大蛇の云しにたがはず彼娘懐胎し、日を経て男子を生めり。娘の父母養育しけるに、成人に随ひ才智発明にして、殊に武勇秀でければ、武略を以て近郷を責とり、大名と成、其名を小形三郎諱由とて、此子孫尚豊後の国に繁昌して有とん。

四、杉浦の家臣鬼神に使せし事

入日さす日向とつゞけたる国の菊山の城へ、杉浦殿初て入部ありしに、此山の櫓に代々主の侍りしが、領主も是を犯す事あたはずといひつたへたり。杉浦殿是を聞て申されけるは（8才）「先規より犯さざるの例あらば、我又背く事なし。但其主も領主へ対し執心有べきの故なし。鬼神に横道なすと云へば、此方より礼を以てする時は、必都て鎮護の便りたるべしや」と云て、近臣何某と云者に命じていはく、「汝今宵二の丸の櫓下に至りて使者を勤むべし。其口上は「某今度此城を賜り入部いたしぬ。然るに、神代より其櫓に住給ふと聞別して籠略の慮なし。神又宜しく上下を守れ。猶是を敬すべし。此段申すべき為、使者を遣し候」と申述べし」と申付らる。早川畏り、其夜の戌の刻斗に彼櫓下に趣き、敬しく其命を告げれば、何かは知らず四方鳴渡り、櫓の上に声有て曰、「誠に（8才）叮嚀の使者を蒙り、愉悦する処也。先此度当城を賜はるのよし、珍重たり。領主たるに於て、我聊おるそかの思ひなし。宜しく守護なすべし。此よし帰りて申さるべし」と高らかに呼はる。早川がいはく、「神は是、人の近付事なし。仍て信疑並び慮らる。神の詞帰り告るの時、主人若疑を起し、神に対し奉りし其証を問はんに、如何せん。願くは、然るべき証拠を給はり候へ」と言へば、「尤也。然らば暫く夫に待れよ」と言声の下より空かきくもり、雲中に声有て、「只今こそ」とて飛行と覚へしが、暫時過て空晴れつ、櫓の上よりいへるは、「是を持帰りて主君へ見せられよ。必ず覚へある

べし」とて(9才)(9ウ・10才挿絵)朱ぬりにして、鐙を銀にて張りたる脇指の鞘を三寸斗切て櫓の上より落しける。早川是を得、謝して則帰り、主人の前へ出、委細の旨趣を述、彼こじりを捧げければ、殿見られ、「是たしかに我枕脇差の鞘のこじりと覚ゆるぞ。不思議の次第也」とて、寝間へ人を遣して見せられければ、詞のごとく、枕脇指の刀懸に懸りながら小尻三寸程切れて、切先出てぞ有ける。依て其証明らかに侍る。杉浦殿偏に早川が勇才を感じ加禄を賜はりけると也。

五、入江主殿謀にて親の敵を討事

「淀野よりかたのに通ふ」とよみし河内の国に、そのかみ(10ウ)水無瀬の家中に、古川新右衛門、入江十右衛門とて両家老ありしが、古川、入江が賢をねたみ、折をうかゞひ、人を以て是を殺害させけり。其時入江が妻女、二歳になれる子をいだきて立のき、南大寺といへる姨の尼になりてすみたる方へ忍びけるが、此子名を主殿と名づけて、成長の後敵をうたすべしとて育てける、母の心かひくしき。

かくて十五に成ければ、しかぐの事かたりしに、主殿夫より作りあほうとなり年月を送り、十八歳に成ければ、親のかたきを打亡し、鬱憤を晴さんと思ひ、ある時母や姨に暇を乞て出んとす。時に二女申は、「敵古川新右衛門は(11才)其身力つよく、殊に大身なる者にして、常に用心深し。其上

数百騎の人数を持。汝只一人心は剛に勇むとも討事叶ふまじ。却て返り討に合ん。今少し時節を待、智謀計略をめぐらし、本望を遂んこそこのましけれ」と止む。主殿がいはく、「无仰せざる事なれども、某既に廿にちかし。親を討せては共に天を戴すところ承る。老少不定は世のならひ、敵病死せんも知れがたし。左もあらん後は臍を嚙むとも返るべからず。某存る子細もあれば、一先御暇給はるべし」と云切、立いづれば、母も姨もせんかたなく門前迄送り出、「若年なれば万心元なし。はやまりて事を仕損ずまじ」(11ウ)と涙と共に申ける。

主殿も泣々別れて敵古川が住処を見るに、案のごとくに權威ある者にて、己が領地にたくましく家作り、四方に堀を掘、昼も人の出入を咎め、夜は表の橋を引、稠しく番を居、用心しければ、主殿只一人にては誠に蟪蛄が臂をいからすとへにて、本意を遂ん事難けれども、思ひ込んだる一念の矢、石に立したためしも有り。とてもかくても逃さんものをと色々工夫をこらし、乞食にさまをかへ、敵の門内に入り、能も家の案内を伺に、表向の門戸さびしく中々忍び入べきたりなし。只台所の厨の上に烟を出す窓あり、其下は(12才)井戸にして、車に釣瓶をかけたなり。是こそ究竟の入処とみすまして帰りけり。其夜の夜半斗りに密に行て見るに、門前の橋を引たり。主殿甲斐しくも堀に入、水をおよぎ塀を越て難なく門の中に忍び入。夫より屋根の上にあがり窓より這入、車釣瓶の繩を伝ひてそろりくと下らんとするに、忽

ち半より切れて井の中へ落入ぬ。其声家内にひびき、駭しく聞へければ、下人ども目をさまし驚き騒ぎ、車釣瓶の落たるを「すはや、只事ならず。人の入たれ。鎗にて突殺せ」とひしめきたり。

主殿はさしも思ひ巧みて是迄来り、今井の中へ落入ば、「能々(12ウ)武運につき果たるぞ」と浅間しくも無念と云斗りなく、「只一思ひに自害せばや」と思ひしが、「此上ながらもたばかりて叶はぬ迄も命を全し、本望を遂げや」と思ひ、井の底より、「誤りて人落たり。引上助け給へ」と呼はりける。「何、盗人ならん。只突殺せ」とぞ云けり。主人聞き、「先引上の上、いかにせよ」と下知しければ、さらばとて縄を下す。「取付け」と云。主殿恐しながら取付けば、数人立かゝり引上たり。大勢の中へ取こめ、「己何者ぞ。名乗」といふ。主殿偽りて、「昼参りたる乞食にて候が、爰元に食物のあまた有るをとらんとて来りたり。命を助け給へ」とて手を合せ、泪をながして願ひけり。(13オ)古川つくづくみて、「己がつらがまへ、入江十右衛門に能似たり。いかさま入江がゆかりの者、我をうたんと忍び入たると覺へたり。夫強くいましめ、今夜の内に墓処へ連行、かうべを刎よ」と下知すれば、主殿さまく言葉を尽して陳じけれども甲斐なし。

数多の下人前後に松明を立て打囲み行とにこそ今は此世の限りと知られ、母や娘の諫めたる事を思ひ当り、「我なき跡迄嘸やなげき給ふらん。本望遂ざるのみか、かく縄目の恥

に及ぶ事、大方ならぬ因果なり」と身をうらみ、闇路をたどる心ちして行に、里人ども道々にて聞つたへ、まかり出、「是は大方の盗人也」とて、松明(13ウ)ともし連立来り、加る程に、五、六十人に及びぬ。誠にひつじの歩み程もなく山近にかゝり、両方は深き処にして、水音幽に聞ゆる処にて、主殿思ひ切て横さまに谷に飛入に、後控へたる縄取の男ともに數十丈の谷に落て、縄取はいかゞなりけん、知らず。主殿は身軽き男にて命冥加や有りけん、無事に下へ落付、打仰て始の道を見れば、星か沢辺の螢かと疑はる、程、松明の光りかゞやき、人声幽かに聞ゆる。主殿は是かしこの岩角に押当縛られたる縄をすり切、土を顔にすり付、又元の道へ急ぎ登り、人の捨たる松明を持って、数十人の中へ紛れ入、ともに里人より先へ(14オ)帰るに、見知る人なし。皆々古川が庭に込み入、盗人谷へ落入たる事を伸る。古川が云く、「嘸微塵にぞ成りなん。明日こそ死骸を尋ん。皆も草臥ならん。酒呑で休息せよ」とて土器出しける。主殿もさらぬ体にて酒を呑、隙をうかゞひ床の下へ這入て隠れぬ。里人どもは暇を乞て悉く帰りける。「門戸能かためよ」と云て、家内も静る。

主人古川も寝処に入たるを床の下にて能聞をさせ、時節を待て曉方にそろりと這出、縁に上り、戸を押はづし寝処へ入て見るに、灯火か、げて古川はふしぬ。添臥の女、二、三人側に寝入ぬ。主殿枕に立たる太刀を取て古川(14ウ)が首をかき落し、出んとするに、女一人目を覚して驚き騒ぐを、太刀打ふり、「おのれ声を立ば殺さん」と云に、只手を合せ、

わななきて音もせず。主殿、「首尾能」とて又戸を悉く押ひらき、憚る風情もなくかけ出ければ、家内俄に騒ぎ、「夫逃すな」と追欠る。されども、主殿足早の達者にて遙に逃延びけり。追手大勢成る中に、一人は刀を持ち、一人は鎗引提げ、其間近く追欠来りけるを、主殿立帰り、兩人共に切伏せ、山路よりして逃行。二度母や姨に対面し、右の様子、危難を遁れ、本望を達したる喜びを述けり。其後曆々よりめし出され、二度先祖の家をおこしけると也。(15オ)

六、源義経綴智勇剛蛇嶋へ至る事

源義経陸奥秀衡館に居られし時、彼国一つの嶋有。蛇嶋と名づく。或時に曰、「われ此処に居て是を見ざるは不覚の至り也。行て見ん」と宣ふ。老臣皆諫めて曰、「人の行習はせざる処へ押して渡らせ給はんは、我意に似たり。只御用捨有べし」と申けるにより、其沙汰もなく打過給ひしが、一年彼嶋の近迄御出駕有しに、急に近土に宣ひ、「彼嶋へ行て見ん」と仰ある。各承り、いかゞと諫めけれども、用ひ給はず。終に彼嶋に渡り給ふ。「下々などは恐しくや思はんは、押て召連益なし」とて、皆々(15ウ)手前の岸に指残さる。

只主従十余人、小船に取乗り御渡あり。既に彼嶋に船差寄せて上り給ひ、とある古き岩の上に御腰をかけられ、たばこを吞せ給ひ、優々と方々を遠見あるに、御近習の面々見付られければ、彼御腰懸給ふ岩と覚しきは皆蛇の集りかたまりた

るにて、うごめき渡りにけり。各はつと思ひけれども、態とさはぎ申さず、「何とやらん天氣変りて見へ候へば、緩々御巡見成りがたく候はん。重而の事に被成、今日は先降ざる内に疾御帰り然るべき」と申ければ、義経卿、「さらばともかくも」とて立せ給ひ、船にめし御帰りある。(16オ)(16ウ。17オ挿絵)御近習、水主に下知して船を急がせけるに、一町斗押出し、跡ふり帰り見れば、蛇かたまりて一村立、山のごとくに押来りければ、あはやと思ふに、水上迄はのぞまず。猶舟をす、めて御供仕りてぞ帰りしとなり。

七、鈴木三郎我俣の事

源義経の家頼に鈴木三郎といふ者有。義経の御氣に入御出頭甚し。ある時、義経御参内の節、鈴木三郎、十八、九の時分也けるが、御用人に仰付られ、初て京へ召つれられける。

偕、御参内之御礼の時、禁中へ三郎を召連れ(17ウ)られけるに、三郎、小用をいたし度思ひければ、勝手は知らず、御階前を白砂へ下り、小用をいたしけるに、衛士、式部省へ斯と申。式部省の某出て三郎に仰けるは、「御階の下に小用いたし候者は、黄金一枚宛出し候御作法也。貴殿も出されよ」といふ。三郎答へけるは、「我等事、今度はじめて主人の供いたしたる故、勝手を存せず、小用をいたしたり。成程いたし候はん」とて、黄金一枚出しけり。其後、又義経公御参内

の節、三郎御供して、御階前に今度は懐中より黄金を取出し、御階前に是を置、直に白砂にて裾を巻りて小用を達しけるとなり。其後、三郎、義経公に（18才）申上けるは、「此間、ケ様の分けにて黄金二枚取られけり」と云。義経公聞し召、「我重て参内する節、汝又供すべし。其時、汝白き小袖に蚤と蚊とを随分小さく五処紋につくべし。若夫を咎めば、其時、前日の返報をすべし」と、よくく仰含めける。

其後、義経公、御参内の時、三郎又御供しけるが、両面の白小袖にのみと蚊を紋に付て着しける。御階前にて式部省の少丞咎めけるは、「貴殿は何と白小袖を着し給ふぞ」と云。三郎答て、「白小袖にてはなし」此間答暫く有けるが、三郎、義経公の御退出を待、御階前にて斯と申上る。義経公聞召、御門前より（18ウ）取て返し給ひ、式部省の卿何がしの御前へ行給ひ、「何がしといへる式部省少丞は盲人也と覚へたり。某家頼、地白の小袖にのみと蚊を紋に付けたるを、白小袖也と咎めたり。か様な盲人、式部の官は成間じくぞ。能々了簡し給へ」と仰られければ、則彼式部省少丞は官職御免有しと也。とにかく無益の戯れはせまじき事にや。（19才）

著聞雑々集卷之二目録

- 一、遠藤九郎左衛門戯に金子を借し事
- 二、並木郷右衛門巾着切に金を与ふる事
- 三、郷右衛門遊女高雄へ諫言の事

- 四、郷右衛門晩哲が庭を見物せらる、事
- 五、日下清右衛門惨死 并 怪異の事（1才）

*1ウは白紙

著聞雑々集卷之二

- 一、遠藤九郎左衛門戯に金子を借し事

鎌倉山のさかりなりし比、遠藤九郎左衛門といへる五千貫を領せし人有しが、其折ふし、世にはやる遊俠を好みけるが、様々の異体をせられる。類を以て集る習なれば、同じ様成漢者を招き集め、或は悪処に通ひ、又は遊山観水に多くの金銀を費やし、いつとなく勝手逼迫になりしかば、或時家老ども九郎左衛門を諫めけるは、「御行跡無益の事に多く金銀を擲ち給ふによつて、御勝手御不如意に成らせられ、其上世の唱へもあしく候間、以来（2才）御遊興杯御無用に遊ばされ然るべし」とぞ一同に申ける。九郎左衛門是を聞て、「何かと遊樂に物入多き故、近比不勝手になりしよし。銀子入用候は、我直に何時も才覚すべし。必再び諫むる事なかれ。先金子を試に才覚して見すべき間、紺の布子を拵へくれよ」と有ければ、家老中君命是非に及ばず、布子を拵へ出しけり。九郎左衛門是を着して、折しも二月下旬の事成れば、奉公人の体にて出、児島兵庫守といへる十五万石領する大名の屋鋪に至り、手廻り部屋へ行て、「私義は道具持奉公を望む志にて候が、御当家に御道具持御抱へのよし（2ウ）承り及び

罷越候」と誠しやかに述べられる。兵庫守殿、其比は道具殊の外重かりし故、鎗持少なかりける。是故に今迄の者も鎗の重きに難義して、「何とぞ代りを置付、暇取り度」と思ふ折からなれば、天の与へと悦びて、「いかにも当屋敷に道具持おか、ゆる也。先組頭へ申付せん」とて、九郎左衛門を待せ置、組頭へ斯と申ければ、則大頭立合、かの鎗を出して持せけるに、中々振合も能、其上殊外能男なれば、「召抱へん」とて、大頭の方へ呼て申けるは、「成る程、其方気に叶ひたれば召抱べし。給金は十五両に五人扶持なり。先づ取替六両、山越八両渡(3才)べし。明日請状すべし」と云。九郎左衛門聞給ひ、「其金子先只今御渡し候や」と問ひければ、「請状なくては渡す事成りがたし」といへば、九郎左衛門申されるは、「私も金子入用の事御座候間、只今請取度候。爰元もしはずれ候へば、早此近辺に約束の方御座候間、是にて請状なしに金子受取申度。請人なくて金子御渡し候事なりがたく候はゞ、御無用になさるべし。早々御返答を承りたし」と申されける。其時大頭、組頭、相談しけるは、「又かやうの万事そろひたる男は有るまじ。定めて彼は江戸にても名代の者成べし。偽りは有るまじ。得と請人を聞て、金子を渡すべし」とて、九郎左衛門に向て、「いかにも金(3ウ)子を渡すべし。請人、人主はいづくにあるぞ」と問ければ、遠藤聞て、「請人は浅草何町に何屋の何某と申す。人主も同処に御座候」とて、則書付て出されける。大頭書付をみて、則金子十四両相渡し、「明日先づ五時はへ来り、同道して請状致されよ」と

て金子を受取、自分の判にて請取書て大頭へ渡し、早々宿処へかへり、家老共を呼て、「此間金子不調の由申に仍て、今日十四兩借用したりし」とて渡されける。家老共も「何方にて才覚せられしや」と大に怪しみけるとなん。

明れば兄島の屋鋪には手廻の頭ども、「追付奉公人来るべし」と支度して相待けれども、きたらず。兎角(4才)する内にはや昼時分に成ければ、大頭もあきれて、「若偽りけるか」とて書付置ける請人、人主の名を書付、浅草へ人を遣し尋るに、「左様の者はなし」とて、終に尋ね当らずして帰り、右の段々を申ければ、大頭、大に驚き、「偕は偽りに疑ひなし」とて、前に金子を渡したる事を後悔しぬ。

「三月朔日は月次の登城日なれば、彼男、何方へぞ在りついで出る事も有るべし」とて、大手に人を付置たるに、其日は遠藤九郎左衛門新しき衣服を着し馬に打乗り、其長六尺ばかりの先供を召連、其外近習の士を前後左右に歩ませ、其体美々敷登城ある。大手に附置ける(5才)男ども、是を見て、「扱も此間鎗持奉公に來し男に少しもかはらず」と申けれど、先供多く召連、馬に乗り給ひし事なれば、率爾に物云事もならずして、「扱世には能似たる者も有けるよ」とて止めぬ。後々、彼金子は九郎左衛門より返進せられしと也。

二、並木郷右衛門巾着切に金を与ふる事

並木郷右衛門といへるは禄三千石を領して、何某殿の家中

に中老を勤め、仁義の侍なりけるが、ある時浅草観音あたりへ、歩行にて供三、四人斗を召連、参詣せられ、帰り道そこくの見世などの売物をみられ、作り花さも美(5才)しく拵へ立たるに見取れて立やすらひて見物せらる。実に手際を顕したれば、皆称美して老若男女集りた、ずみ、是を見る。其人込を考へて巾着切紛れ入、郷右衛門の巾着を切り取時に、郷右衛門見付、其ま、渠が腕をしかと捕られ、巾着切もきはなさんとするに、郷右衛門の供の者ども見付つ、頓而三、四人にて引はり、其人中を立去る。巾着切、今は力尽き、巾着を出し、捧げつ、「是をば則返上仕候。御慈悲之上、御免遊ばされ下さるべし」と嘆く。郷右衛門、「申含べき子細有レ之候間、我屋布へ参るべし」と云。巾着切承り、「是は宅へ連行て思ひの俣さい(5ウ)なまんとの事成べし」と察し、「只御情と思召れ、是にて免し下され候へ」と涙を流し申ければ、郷右衛門聞れ、「汝は我宿へ連行かばいかやうの憂目には逢んと思ふよし也。然るに、非法むごく罪せんとならば、宅迄連行迄もなし。是にて心ま、に成敗する也。さにはあらず。異見すべき旨有り」とて連て帰らる。巾着切猶心元なくは思へど、「再三否の心に違ひなば、又夫もいかゞ有らん」と、是非なく従ひて郷右衛門の屋布に行。

郷右衛門頓て渠を居間へ招き、「我、汝を罪して何の益なる事なければ命を助る事元よりの存寄也。されば、汝が処作更に心に得ず。或は百姓はほね(6才)を折り、作物して食ふ也。又商人は是を取次で其利を取て身過を成也。皆己れが

功に依て、以て食を得るにあり。然るに、汝がときは只人の物を取て暮さんといたす。己れに目あれば人にも目あり。其上、汝は己れが目斗りにして、大勢の目合を伺ふ。人、大勢の目を以て汝一人の盗むを見る。終に見付られずんばあるべからず。今免し帰すといふとも、此業をなす時は他人の為に捕へられん。一河の流れも多少の縁にて汲理りなれば、汝が我巾着を切懸しも是又因縁と云つべし。依レ之謀を加ゆるもの也。今日より此業を止め、商人と成るべし。元(6ウ)手少々遣すべし」とて、金子三両くられる。巾着切涙を流し、「罪を御免有たにいか斗有難きに、斯く貴き御異見を承り、其上金子拝領仰付らる、段、言語に及びがたし。死しても更に忘れ奉るまじ。成程、今日より速に此処作を改め、商を仕候はん」と申ければ、郷右衛門悦び、「早速心を改る条祝の至り也。去ながら、付たるくせは止み兼ねるもの也」とて、猶重々の諫言を加へ、其上に七枚の起請を書せ、扱帰されたり。

其後、彼巾着切、多葉粉売と成りて郷右衛門の屋鋪へ度々来りければ、「我詞能聞入たる不便さよ」とて、念比に目を懸られけるが、郷右衛門死去有の後、剃髪し衣を(7才)墨に染つ、其菩提の爲とて諸国を巡り、寄りく寺院へ経文多く納め、其御恩を報謝しけると云へり。

三、郷右衛門遊女高尾へ諫言の事

又、郷右衛門、或時遊郭に通ひて好み大夫高尾に逢ひ、既に床に入りて、郷右衛門高尾に向ひ、「申べき事こそ候へ」と言ふ。高尾、「何事にや。御心置なく仰られ候へ」と對ふ。郷右衛門聞き、「いや我爲の事に非らず。其方の為に云聞する旨有也。抑御身當時名の高き事双ぶ遊君なし。是定めて情の道、衆に異なるもの成べし。我今日其方に望み逢ふ事、全く恋慕し二人寝せんとの思に非ず。猶此以來其名(7ウ)全かるべき諫言をなさんため来り見る者也。夫僕高ふして必是にほこる習ひ。今世こそぞりて其方を称美する時は必慢心生ぜずんば有べからず。以て強く人をふり付、初心の者をしてあなどる事なかれ。不案内の輩をば專是をにくみ、巧者に至らしめ、貧賤の者をも念比に言葉をかけて情深かれ。馴染の客など若身上を仕損じ在之、粧ひ変ぜしとて、必賤しめ遠さかる事なかれ。左あらば決して其名下り、高尾こそ金銀多りもとのみ目がくれ、情のみちはうすしと沙汰せん。さやうの者にはいと念比に人目を忍び、親方の怒りを受ながらも其馴染(8オ)(8ウ・挿絵)を要らるゝな。然るに於ては、名弥高かるべし。古今無類の遊女、名の下りなばいか斗り残念の事なる故、諫申さん爲參りたる也」と申。されば高尾承り、「扱々忝き御異見身に余り、御礼申上べきやうなく候へ。御諫めの通り、敢て守り候ひなん」とくり返し謝して、夜もすがら肩をひねり背中をさすり介抱して、足のあたりまで念比にもみさすりなどしければ、郷右衛門戯れて、「い

や是迄は御無用也。當時希なる女郎に、きたなき足をいらはせ、罰や当たりなん」と申されけり。

扱夜明け、郷右衛門起出られければ、高尾も共に出つ、「さる(9オ)にても御志の程こそ忘れ難く、有がたけれ。如何成業をかいたして謝し申すべきや」といふ。郷右衛門打笑ひ、「然らば無心にこそ候へども、身が召連たる若ものに髪結て取らせたび候へ。さらば彼がくらゐで冥加に叶ひたる事に思ひ候べし。大事の太夫殿に近比く慮外至極に候へども、我志過分に思はれ候はゞ、某が髪結給はると思ひ、替りに彼者に結び取らせくれたび候へ」と申されたりければ、高尾大きに笑ひ、「夫こそ何より安き御事にて御座候。それ様の御意にだに候はゞ、誰人の足にても洗ひ候ひなん」と對て、頓而召連られたりける若侍の髪をさも美しく結ひてやり(9ウ)ければ、郷右衛門は、咲み、「何と太夫にあたま結はせては、心にくさいかばかりにや。太夫も大体君太夫殿にてはなきぞ。有がたく思ひて、其髪むさと損さすべからず。迎もその事に、床入したかるらんするが、夫は先づ罷成らぬにて候」と申されたりければ、若士赤面して、さしうつつぶきたると也。其後、郷右衛門、高尾方へ文を送り、無双の伽羅たきを封じ入て、「先日むさきあたまをいらはせ、御手よこれ候はん。此薰りにて其穢れを去り給へ」と申遣れたりけるとなり。

四、郷右衛門晚哲が庭を見物せらるゝ事 (10才)

郷右衛門未だ四十余り也ける比、下谷の片辺に晚哲と云道心者有けるが、渠が庭殊外物教寄に風景有るよし云ひあへり。見物に行者甚だ多し。郷右衛門是を聞、床し思はれ、彼辺へ参られつる折から、頓て立寄、庭の内一覽申度よし、望み云入らる。晚哲聞て、「いかにも安き御事」とて見せられけるに、郷右衛門暫く見て、何とも誉めず。晚哲不審に思ひ、申しけるは、「拙僧は以前より庭教寄にて御座候が、此処へ引移りては漸四、五ヶ年住居仕候。夫故未景色も新しくは候へども、去ながら十年も立たる風情には見へ候べし。且暮心を尽し指南仕候へば、取合は余り悪しく(10ウ)も有之まじくこそ存候へ」と申ければ、郷右衛門答て、「何かは存ぜず、面白からぬ風情にて候」と申さる。晚哲是を聞、大にいかり、「こは無礼の事をのたふものかな。終に御目にか、りたる事もなく候へども、御所望と御座候故、大切の庭を見せ申処に、景悪しきとはいかに。道心者体と思召れ、馬鹿にし給ひ、なぶりて仰らるゝ」と眼にかどをたて申ければ、郷右衛門答て、「いや、よろしからぬ物教寄と存候故、右の通申つる也。能とも思はぬものを偽りて誉申べき謂れなし。縦百姓商人などにも、虚は申まじき義也。殊更武士たる身の、仮にも虚言を云べきやうこそなけれ。(11才) 夫清僧は五戒をたもつを以て第一と承るに、御僧は染衣の身として妄語をこのまれ候や。心得難き事なる」と申されけると也。

五、日下清右衛門讒死 并 怪異之事

往じ筑紫の勇波家何某家臣日下清右衛門、武勇ならぶ者なく、又文の道にも達し、古今の忠臣也しが、賢は邪のかたきにて、家中八十呂木治平、頭取して五十人かたまり、よりくかれを讒言しければ、上明らかなりといへ共村雲のうれへありて、いつしか清右衛門を遠ざけらるゝ様になりしひまをうかゝひて、右の五十人いろく讒言して、(11ウ) 清右衛門、切腹に定りぬ。家頼共大におどろきて、いろく諫といへども聞入なく、あだしの、露ときえて名のみ残しぬ。其跡没収せられ、母と妻とは何方となく出奔したり。清右衛門、切腹仕る夜より、途中を馬上にて往来し、諸人を見えて驚く。夫より雷と成、国中毎日雷夥しく、方々へ落て死傷のもの多く、夫よりしては毎度国司の面前へ上下にて伺候す。国司長刀にて是を追はらひ、又甚だ叱られたり。其後は地震大に揺て、或時法事の節、頓写の客殿を揺潰す。僧徒逃去り、法事奉行皆々打殺され、此時五十人の訴訟の者(12才) 大かた横死す。免る、ものは五十人の列にあらず。其中にて琵琶座頭潰れし下より出たりといふ。又国司交代の時乗船の節、俄に大風起て、家中の船迄散々なり。国司船を漸く岸近く流れり、一人岸より飛上り、難を逃れたりける。供船にて死亡の者、かの五十人にて一人も残らず。

依て長臣等国司へ申、清右衛門が霊を社に祭り、三百石社領を寄す。是より怪異の災変打やみ候といへども、雷動は未時々夥しく、家中批判して、「か様に祠と崇らるゝといへども、

た、りやまず。是(12ウ)は清右衛門が母、当処出奔し、出羽の湯殿山へゆき、怨を折と承る。然れば清右衛門が怨は薄くといふとも、母が怒り不止と存候。母方へ御使を立たられ、清右衛門を今は社を建、崇敬の由をも申し聞候は、母が怒も止み、災変も止み候はん」と申に付、使者として何某とやらいふ者、出羽へ差遣し、湯殿遊行しが、如何共尋がたく、先麓に宿を取て、処の者に「先年女の登山して荒行などし候義有し之候か」と申す。処の者答て曰、「先年伊与の者のよしにて女来て、登山せんといふとも、禁制にて不_レ免に付、当処にて滝に日夜(13才)うたれ居候が、夫より行衛しらず候。其後山上にて逢候者も候。頃日迄も年に五六度は処の者山中にて不時に逢候て、今は女の形にあらず、鬼形のよし申候。」此よし承り届、山中の道の絵図を以て道筋を尋、是より己一人登山せしに、精進潔斎して上り、山中を尋といへども不_レ知。夜深に食事せし俣にて、昼以後に及を以、空腹に成、殊外草臥を以、経堂有を幸に縁に腰を懸休む内、とろくと寝入ける処に、何方ともなく清右衛門くんと呼声に目覚め見れば、真向の樹上に白髪膝迄か、り、惣身真白に成し鬼形の女也。扱は是こそ清右衛門が母と敬て、主人の口上(13ウ)(14才・挿絵)を申延、「清右衛門魂をも相祠候上は、与州へ立帰り安座可_レ被_レ成。若又当処に其俣御入被_レ成度ば、御心まかせに能御馳走申さん。何とぞ怒りをやめられ、変災止み候様に仕度候」と云は、老女曰、「清右衛門を祠事疾知たり。我今は人界に居らず、天上に住む。依て一日の内にも予

州まで行。昨日も行たり。最前は我も甚だ憤りたりしが、今は怨も無し。立帰り可_レ申」と也。「委細承り、本望に存じ、立帰り其趣主人に可_二申述、処に、御目に掛り候証拠無し之候。何にても証拠なる物賜度候」といふ。「尤也。然ども此処にて何をか与ん」とて、「五日以前、伊予にて誰死亡し、四日以前、誰が(14ウ)家より出火す。三日以前、喧嘩有。二日以前、誰が家に子生る」と、五日の内の事、刻限等迄委細に書記して暇を乞ふ時に、「汝に見すべき物あり。此方へ參れ」と連立、細き流に行、其中を見せしめらる、に、水底皆食粒なり。「是を汝に与ふべし。汝、武士なれば如何様之場に及び、戦はんも難_レ斗。其時是を刀の齒にぬり出ば、かならず勝利をうべし」とて、食粒を一握に握り堅め渡し、「其方下山の時は石に成べし。是を秘藏せよ」と云て声消失たり。下山の道にて白きは少づ、黒く成、下山の場にて石と成、今に処持すと也。此由立帰り国司へ申上ければ、奇(15才)怪に被_レ存、弥信仰せりと。

是よりして國中傍輩に清右衛門が書判有る状を処持せる者あり。守りにもとは是を懐中する時、何某と云陰陽師、他国より来りて家中の者の判を改め、吟味す。かの者、己が判を見するに吉凶をいふ事明らか也。其時ふ斗清右衛門が書判を取りいだし見するに、一目見るより「夫三玉」と呼て是をのせ、次へ立、上下を着し、手水して罷出、此判物をいたゞき拝謝し、「奇妙く」と云。「はいかゞ」と様子を相尋れば、「ケ様成判形初而見たり。此判形管相丞の外何人か其靈氣備る事あら

ん」と申に付、「扱は清右衛門が生付、元唯人（15ウ）にあらず候に付、死後とてもその靈氣あり」と、弥恐怖す。

国司（の）家老某、人々の斯渴仰し、其崇有事を他国迄も伝へ聞て歩を遠国よりはこび、立願等を掛、其念願叶ふと皆人申けれど、不レ肯居たりしが、其後国司の奥方懷妊有。此時かの家老曰、「御懷妊、御安産にて男子御出生なくば、御家の為家中のためならず」とて、此安産を祈誓す。「他人さへ立願成就す。何ぞ国司の事、社領を寄進有て是をまつり置給へば、一入納受可レ有事也。若此願成就せざれば、社をも取捨ん」とて、潔斎して參詣し立願す。此家老、江戸御用にて下向し、用事相済、罷上る。（16オ）跡より御安産にて御男子出生と追かけて道中にて注進す。甚だ奇特になし、本国へ立歸るより奉納等仕り、是より信仰し、翌年は祭礼神事を申付、是を祭りたり。かの安産、先年清右衛門が死たる其当月当日に当る事、不思議なり。

著聞雑々集卷之二終（16ウ）